

婚姻届を出された方へ

- 婚姻届出に伴う氏名変更等により、以下のお手続きが必要となる場合があります。
- 詳しくは、住所地の担当窓口へおたずねください（名古屋市以外にお住まいの方は制度が異なることがあります）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	印鑑登録をされている方	市 民 課 1階⑤窓口 (支所は区民生活課)	旧氏の印鑑で登録されていた方は、氏の変更により自動的に登録が廃止されます。 必要な場合は、再度登録申請をしてください。
☐	通知カードの交付を受けている方		氏の変更をした方は、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。
☐	マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方		氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、マイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください(手続きには暗証番号の入力が必要です)。
☐	電子証明書の交付を受けている方		氏の変更に伴い、自動的に失効します。 再交付を希望する方は、マイナンバーカードをお持ちください(住基カードを利用した電子証明書の交付はできません)。
☐	住所変更をされる方		婚姻届出では、自動的に住所は変更されません。 引越しや世帯に変更がある場合は、その事実があった日から14日以内に住民異動届出をしてください。
☐	国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方	保 険 年 金 課 1階⑥窓口 (支所は区民福祉課保険・福祉医療・年金担当)	今後も引き続き加入される場合、氏名変更等の手続きがありますので、保険証、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。新たに加入・脱退される場合は手続きをしてください。詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」)		氏名変更の手続きがありますので、保険証、資格確認書等をお持ちください。
☐	・子ども医療証(子医療証) ・障害者医療証(障医療証) ・ひとり親家庭等医療証(親医療証) ・福祉給付金資格者証(福資格者証) をお持ちの方		各医療証等の氏名変更の手続きをしてください。 ひとり親家庭等医療制度を受けている方は、婚姻により受給資格がなくなりますので、資格喪失の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	年金制度に加入中の方	保 険 年 金 課 1階⑦窓口 (支所は区民福祉課保険・福祉医療・年金担当)	第3号被保険者になる方は、配偶者の勤務先で手続きを行ってください。 第1号被保険者の方は、保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続申請を希望する申出を行っている場合は、担当窓口または年金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出してください。
☐	年金受給中の方		手続きが必要な場合がありますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等 をお持ちの方	福 祉 課 1階⑨窓口 (支所は区民福祉課高齢福祉・介護保険担当)	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・敬老優待カード(敬老手帳) ・敬老パス をお持ちの方		
☐	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方		
☐	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証 をお持ちの方	福 祉 課 1階⑪窓口 (支所は区民福祉課障害福祉担当)	氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	児童手当を受けている方、受給資格者が変わる方 (18歳年度末までのお子様を養育されている方)	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課保護・子ども担当) ※公務員も派遣・出向等の理由により、市区町村への申請となる場合がありますので、必ず勤務先で確認してください。	氏名変更の手続き、新たな請求手続き、手当の消滅手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	保育所等を利用している方		氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・児童扶養手当 ・市ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 を受けている方、または対象となるお子様	民生子ども課 2階①窓口 (支所は区民福祉課保護・子ども担当)	資格喪失届等が必要となります。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下で、世帯所得が500万円未満の方  オンライン	子ども青少年局 企画経理課	婚姻を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部が助成される可能性があります。
☐	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を所有している方		愛知運輸支局で氏名変更等の手続きが必要です。
☐	三輪以上の軽自動車を所有している方		一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所で氏名変更等の手続きが必要です。

※住民票の変更(住所地以外での届出時)及び本籍地での戸籍の記載には、約1週間を要します。

婚姻後の戸籍謄本等が必要な場合は、本籍地等へ届出内容をお伝えの上、ご確認ください。

※上記以外の手続きが必要な場合もあります。詳細は担当窓口へおたずねください。

このチラシは令和7年4月時点のものです。